

平成30年度 市民の声一覧(平成30年4月分～9月分)

受付月	分類	件名	市民の声の内容の概要 (公表用)	回答(対応)内容の概要 (公表用)	担当課
6月	行政	斎場の炉前での読経について	最近、炉前での読経ができなくなった。2月にはできたが、6月はダメと言われた。6月3日は、「扉が閉まるまでです」と言われ、数秒しかできなかった。係員に苦情を言うと、「変更については通知しています」とのことだった。全国的にこんな所はないのではないか。死者がかわいそうではないか。説明が欲しい。	高知市斎場の火葬炉は、供用開始から28年が経過しており、劣化が著しい状況にあり、また火葬件数も増加していることから、平成29年度から10基ある火葬炉のうち9基について、使用耐久度が高く、また排出する煙が少ない等、周囲の環境にも配慮した火葬炉に更新するための工事を2基ずつ行っているため、従前より稼働している炉の数は少なくなっております。 また、宗派により読経にかかる時間に違いがあり、また交通事情などにより、斎場への到着時刻が遅延するケースも多いところです。 上記課題解決のため、市民の皆様のご協力も得ながら、火葬に掛かる時間をできる限り見直し短縮していくことが必要であると考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしく申し上げます。	斎場
6月	子ども・教育	保育料の返還について	子どもが保育に通っているが、平成27年の収入について年末調整で控除が抜かっていたため、2月に確定申告をした。平成28年の保育料について、遡って返還してほしいと思い、担当課に連絡したが、担当課からは、過年度分については返還しないとの説明を受けた。 保育料の返還については、市町村によって対応が異なるとのことだが、ぜひ返還をしてもらいたい。 また、市のホームページにも保育料の返還をしない旨掲載されていないが、掲載すべきではないか。	修正申告を行ったことに伴う保育料の改定や返還につきましては、「高知市保育料階層区分認定基準」に基づき、適用の可否を決定しています。 当該基準において、階層認定を行った当初の課税状況に変更があった場合は、現年度において変更が必要と認められる月から適用することを規定しており、これに基づき、本市保育料の改定を行っていることから、今回の申出の内容につきましては適用対象外となります。 この取扱いに関しましては、各自治体により規定することができることとなっており、中核市においては概ね7割の自治体が過年度遡及の返還を実施していない状況です。 これらの状況からも、何卒ご理解賜りますよう、よろしく申し上げます。 また、本市ホームページに関しましては、ご指摘のとおり、その詳細を掲載できておりません。貴重なご意見として賜り、市民の皆様にとって分かりやすい行政を目指しつつ、掲載について検討してまいりたいと考えております。	保育幼稚園課
7月	福祉	生活保護費に水道料金の基本料金の扶助をして欲しい	生活保護受給中であるが、扶助費に水道料金の基本料金が入っていない。他の市町村では、基本料金の扶助を行っているところがあるので、高知市でも扶助をしてほしい。	生活保護の種類は生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助があります。 この中の生活扶助において日常生活における飲食費や光熱水費等(水道料金の基本料金を含む。)が扶助されております。よって、水道料金の基本料金につきましては支給された生活扶助費からお支払いしていただくこととなりますので、ご理解の程、よろしく願いいたします。	福祉管理課
7月	市の施設・公園	地域の公民館に休憩所を設けてほしい	この猛暑で、クーラーのない人は死亡するおそれもある。地域の公民館に休憩所を設けるなど、気軽に涼める場を提供してほしい。	ふれあいセンター(三里ふれあいセンター及び弥右衛門ふれあいセンターを除きます。)、コミュニティセンターには、ふれあいサロンがあり、職員が常駐している火曜日から土曜日の午前9時から午後5時までどなたでもご利用いただくことが可能です。 また、職員が常駐している市立公民館(生涯学習課所管では中央公民館、旭文化センター、鏡公民館、土佐山公民館、春野公民館5館)では、ロビー等の休憩スペースで涼んでいただくことができます。 お気軽に休憩所としてご利用ください。	地域コミュニティ推進課 生涯学習課
7月	行政	点字図書館の運営について	点字図書館の運営について ① 点字図書館では、独自のシステムでデータ管理をしていますか。 ② 点字図書館職員が使用しているパスワードは定期的に変更していますか。変更している場合はどの程度の期間で変更していますか。 ①により独自のシステムでデータ管理をしている場合も併せて教えてください。	点字図書館の運営について ① 図書館業務はサビエのWeb図書館を活用し、データ管理をしています。 ② 職員が使用しているパスワードは、1か月程度で定期的に変更しております。	点字図書館
8月	市の施設・公園	点字図書館の点字ブロックについて	以前の点字図書館において、点字ブロックを歩行していたところ、人と衝突して転んだ。 安全管理措置としてガードパイプを付ける等の安全対策等をしてはどうかと思うが、点字ブロックについての安全管理措置についてどう考えるのか伺う。	安全管理措置として点字ブロックガードパイプ等を設置するのは、車いすの方や図書館利用者にとっては危険となる場合もあり、困難と考えます。 来館時には、ご要望に応じて近隣のご指定場所まで職員が送迎するなど、安全確保を考えております。	点字図書館
9月	市の施設・公園	第二庁舎の喫煙室設置の有無について	改正健康増進法の制定により、行政機関は速やかに対応すべきであるが、新庁舎の建設に伴い第二庁舎の1階が自転車置場になることに伴い、現在ある喫煙室を廃止するのか、2階又は3階に設置するのか、法を踏まえ高知市としての見解を知らせてもらいたい。	「健康増進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第78号)が平成30年7月25日に公布されたことを踏まえ、「政令で定める日(平成31年7月1日を予定)」に従い、喫煙室は撤去する方針です。	総務課
4月	その他	市長は高知市歌を空で歌えるか	2月の高知新聞に竹本源治の詩「戦死せる教え児よ」に作曲したことで、それなりに詳しく報道され、ご存知のことと拝察致します。加えて、伊野出身の(滝廉太郎の詩「花」♪春のうらの隅田川上り下りの舟人の權のしずくも千金の…以下略)や「荒城の月」=佐川町出身の土井晩翠の詩に作曲した平井保喜 後年に康太郎に改名し、後に「♪黒潮のたぎる荒磯に天かける大鵬なして高き理想の強くはばたく見よ土佐の心臓雄々しくまし我等の高知♪」2番～4番省略の「高知市歌」も作曲したのが平井保喜でした。 他の人と比較するのは失礼に当たるかも知れませんが、梅ノ辻から毎朝弁当を下げ、潮江天満宮を徒歩で渡り歩いて市役所に登庁された横山龍雄旧市長は市民の絶賛を呼びました。〇〇から通われる貴兄に「同様にせよ」と呼びかけるのは酷でありましょう。 敢えてこれを述べるのは横山旧市長は空でこの「市歌」を歌っていました。貴兄はそれができますか。 その可非は高知市(民)を芯から愛しているか否かに係かるのです。良く胸に手を当ててお願ひ下さい。お独りのいま暗唱できなさるのか頭の中で歌ってみて下さい。どうでしたか。 このことはオーテピア西空地に企業と組んで50年間も利益を得させるのか否かにかかっている高知市長の基本的姿勢に直結する由々しき問題なのです。ご回答をお待ちしております。	高知市歌は、昭和23年に制定され、高知市では朝の始業時に毎日放送で流しており、職員にはなじみ深いものとなっております。 ご質問にありました市歌につきましては以前から歌っておりますし、本市の行事の節目において、率先して歌っているところであり、頂きましたご意見に感謝いたします。 ご意見を賜りました新図書館西敷地の今後の利活用に関しましては、プロポーザル方式により選定された優先交渉権者の提案内容について現在検討しているところでございます。これからの高知市中心市街地の発展にかかわる大切な場所であることも踏まえ、その課題について検討を行っているところでありますので、一定の方向性が決まりました時には、市議会とも協議してまいりますので、ご理解をお願いいたします。	秘書課
4月	市民生活(くらし)	土佐山地区(弘瀬)防災無線の送信内容等について	旧土佐山地域における、固定系防災行政無線からの災害情報以外の時報・コミュニティ放送の放送内容について、住民へのアンケートを実施した上で、放送内容を決定してほしい。	地域全体の課題としてのご要望があれば、地域の皆様との協議の上、変更を検討してまいります。	地域防災推進課

6月	行政	「あかるいまち」への掲載等について	私達年寄り、電子メールなど使い方がわからず弟と2人で住んでいますが、パソコンも使えない状態です。そんな私達の様な人間がいるということを知ってほしいのです。何かにつけ「ホームページをごらん下さい」といった内容で詳しくは教えていただけないし、いろんな事を知りたくてもそれができません。新聞ももう取っていませんのであかるいまちが楽しみです。もっと詳しく親切に昔のように教えてほしいのです。子供達の読書の読み聞かせはよくありますが、目も見えにくくなり読書は好きでしたが、それも無理になってきつつあります。そんな時、年寄り向けに読み聞かせをしていただけないでしょうか。体は、今の処元気ですし、お出かけもしたいと思っていますので…。よろしくお願いをします。永い間生きてきましたので、いろんな物があります。そろそろ身の回りの整理をしたいと思いますが、あまり知り合いもなく(長年県外に住んでいたのも…)もらってほしいものもありますが…方法がありません。 ・これこれこういう物をお譲りします ・取りに来て下さる方… ・価格は相談の上で… ・無料で差し上げます… ・これこれこういうのがほしいです 譲ってください… ・取りに行きますから… ・いくらいくら位で譲っていただけたらうれしいです… など、あかるいまちに載せていただいただけませんか。	「あかるいまち」掲載記事をもっと詳しく知らせてほしいとのご意見をいただきましたが、「あかるいまち」はご承知のとおり、高知市から市民の皆様へお知らせしたい多くの情報を掲載している広報紙で、製作費等の関係から毎月20ページを基本とし、その限られたページの中で、できる限り市民の皆さまに多くの情報をお届けしたいと考え、発行しております。本来ならば詳しい情報まで掲載したいところではありますが、そのためには記事を厳選せねばならず、結果としてお届けする情報が少なくなってしまいます。そこで、現在は多くの情報をお届けすることを優先しており、掲載する内容のポイントを絞り、さらに詳しいことをお知りになりたい場合は電話でお問い合わせいただくか、又はホームページをご覧いただく方法をとらせていただいております。ご不便をおかけしますが、ご理解のほど、お願いいたします。また、ご要望いただきました、ご年配の方向けの読み聞かせについてですが、追手前小学校跡地に、7月24日(火)に開館する「オーテピア」内の「オーテピア高知声と点字の図書館」では、高齢で小さい字が読みにくい方への様々なサービスを行う予定です。開館前にはなりますが、一度ご相談されてみてはいかがでしょうか。なお、身の回りの物品の処分に係る記事の「あかるいまち」への掲載につきましては、個人情報に関する内容となり、掲載は困難ですので、ご了承いただきたいと存じます。	広聴広報課
7月	ごみ・環境	浦戸湾・七河川一斉清掃の見直しについて	浦戸湾・七河川一斉清掃の開催時期について、今年度は、当初の開催予定日が雨天のため2週間後の7月22日の開催となった。この日を含め、全国的にも猛暑が続いており、テレビでもその関係の報道が連日なされていた中、中止という判断もあっても良かったのではないかと。参加者も高齢化が進み、体力的負担の軽減が図られるよう開催時期を変更すべきではないかと。	今回は猛暑の中での実施であったため、実施時期の変更要望が多く、実施日程について関係者の意見を伺いながら検討してまいります。	地域コミュニティ推進課
4月	市の施設・公園	龍馬の生まれたまち記念館の案内看板について	8日の日曜日に記念館へ行きました。電車を降りて誕生地碑はすぐに分かったのですが、記念館の場所がなかなか分からず、近所の人に案内していただき、やっと到着しました。誕生地碑と同様に、大きい看板を国道に出していただいただけませんか。	今回、せっかく龍馬の生まれたまち記念館にご来館いただいたにもかかわらず、電停からのご案内が不足し、ご不便をおかけしてしまい申し訳ございませんでした。ご要望いただきました案内看板の設置について、昨年までは国道に面した建物に設置してありましたが、建物所有者のご事情により撤去することとなり、現在は国道から見える分かりやすい位置には看板がない状況となっております。国道から龍馬の生まれたまち記念館に向かう道路の電柱に道案内の表示を行ってはおりますが、国道付近への看板の設置に当たっては、道路管理者や施設管理者等の許可が必要といったハードルが多く、新たな看板の設置に至っていないのが現状でございます。しかしながら、ご来館いただく皆様にスムーズなご案内ができるよう環境の整備を行っていくことはとても大切なことと考えますので、関係機関とも協力を図りながら対策を検討してまいります。	観光振興課
4月	健康・医療・衛生	保護犬の保護と扱いについて	現場でボランティアしている者は、保護犬に対する扱いなどについて、保身ではなく自分たちの見えないところで犬、猫のことを考えるから、直接そのことについて申し上げることは避けていると思います。市長ご自身で現場を見て、ボランティアと直接話をなさってください。動物が「物」である時代は終わっています。すでに「者」です。我々と同じ命です。	高知県小動物管理センターの内規では土日を入れて7日間の収容としていますが、実際にはそれ以上の日数を収容しております。長いものでは6か月近く収容していた例もあります。現在、殺処分は収容日数を限っては行っておらず、施設の収容能力を越え、収容困難な場合になって初めて殺処分を行うようにしています。ご希望に添えなかった事例もあったと思われませんが、ご理解を賜りますようお願いいたします。	生活食品課
5月	防災・災害対応	南海トラフおよび震災に向けての新しいごみ焼却場の提案	南海トラフ地震もいつ起こるか分かりません。そこで災害時に強い避難所も兼ねたごみ焼却場の提案です。どのような施設なのか。メリット (1) 免震、耐震性を兼ね備えた防災拠点となるがれきも燃やせるごみ処理施設である。 (2) 自家発電(3000kw/hオーバー)できる。ごみを燃やした熱エネルギーの約20%を電気変換し、自施設だけでなく、防災拠点に送電することができる。 (3) 余った電気を売電【2000kw/h】できる。 (4) 災害時に出るがれきを焼却できる。 (5) 断水時に地下水を汲み上げ、飲み水も確保できる。 (6) 災害時の食料等の備蓄ができる。 (7) 災害時、320名の避難場所として使える。 (8) 災害時、被災者の精神面において空調設備、衛生面においてお風呂を開放できる。 (9) 災害時に調理場があり、炊き出しもできる。 (10) 日常は市民の体育施設等、会議、会合等にも様々に使える。 (11) 小さな部屋は子供たちの研修等、智慧を育める施設としても使える。 (12) プラスチック製品も燃えるごみとして燃やすことができる。 (13) 燃えないゴミの中で鉄とアルミに分けて粉碎し、資源のリサイクルができる。燃えるごみ、燃えないゴミ、粗大ごみも同施設で処理できる。 (14) リサイクルできる物は修理をし、販売も出来る。環境に優しい。避難所は全く臭わない。 (15) 国から20%補助金が下りるので安くできる。 (16) 森林の伐採で出た木々をチップに変えてこの焼却場で燃やし電気を起こすことができる。木材を燃やして出るCO2排出量は0計算していただける。木々は二酸化炭素を吸って酸素を吐き出すから環境問題にも貢献できる。 (17) 全国に1600余りあるごみ焼却場をこのような施設に変えると原子力発電3基分の電気が作れる。 (18) 今まで嫌われていたごみ焼却場建設地の問題も災害に逃げ込める避難所を兼ねた施設なのでわが町に創ってほしいと地元の方々からの要請が来るようになる。 (19) 震災が来ても自家発電が出来るので震災の時でもごみ焼却の運転がストップしない。 上記のような施設が今治市にバリクリーンと名打って今年3月31日にセレモニーがあり、4月1日から本格的に運転を開始しています。是非、環太平洋にこのようなごみ焼却場【避難所】が出来上がると震災の時に市民、住民を守れるのではないのでしょうか。次の焼却場建設の際には、このような施設に検討されてみてはいかがでしょうか。今治市のバリクリーンに見学に行かれることもよろしいかと思えます。 本当に世界に誇れる最新の技術と災害時に強い素晴らしい施設であると思えます。よろしくお願致します。	ご指摘のとおり、ごみ処理施設の整備においては、公害を出さない、地域住民に貢献できるものとするは非常に重要なことと考えております。また、南海トラフを震源域とする地震が近い将来に確実に発生すると予測されており、こういった災害の発生を想定した施設整備は、当市にとりまして早急の課題となっております。さて、当市で唯一のごみ焼却施設であります高知市清掃工場は、平成14年に稼働を開始しました。本年度で17年目を迎えておりますが、排ガスの排出基準などの公害対策やごみの燃焼により発生するエネルギーの有効利用などの面において、今回ご紹介をいただきました今治市のごみ処理施設と比較しても大きく引けを取るものではないと考えております。施設の延命を図る中で、なお一層、設備の性能向上に向けて必要な改善を行っていく予定です。地震対応につきまして、対策面で特に課題となっているのは、プラントの運転に必要な用水の確保です。問題の解決に向けて、現在のところは様々な角度から対応策についての可能性を探っている段階となっております。また、発災時における住民の避難場所としての施設利用ですが、現在のところ避難所としての活用を想定していない状況です。しかしながら、今後、市全体での避難所整備が進む中、必要となれば避難所機能を有する施設への見直しについても検討をしてまいります。さらに、今回いただきました情報を基に、今後は今治市をはじめとした自治体との情報交換をさらに強化したいと考えております。	清掃工場
5月	ごみ・環境	中央公園横のスクリーンでの広告規制について	最近、中央公園横にスクリーンが設置され、音とともに商業広告がながされているようですが、迷惑です。公共の空間では、静寂である権利も保障されるべきです。せめて音は切るべきだ。聞きたくもない広告を無理矢理聞かせようとするのは止めさせてほしい。	本市では屋外広告物等の掲出に關しましては「高知市屋外広告物条例」に則り許可業務を進めており、当該広告物におきましても許可を取ったうえで掲出しているものです。なお、ご意見にありました「音」に關しましては高知市屋外広告物条例では規制対象となっていないため当課としましては制限することはできません。	都市計画課

6月	子ども・教育	ホームページへの記事掲載について	<p>自治体ホームページ中の離婚に係るページに、面会交流・養育費に関する説明を掲載するよう要望します。</p> <p><理由> 3組に1組が離婚する時代となり、単独親権の我が国の子どもたちは、両親の離婚と共に別居親に会えなくなる子供が急増しています。子どもにとって、自分を愛してくれる父(母)を突然奪われることは、子供の発育に大きな影響を及ぼすのみならず、同居親にもしものことがあった場合(虐待からの避難を除く。)、孤児となる可能性もあることから、別居親との交流を図るのはとても大切です。 また、面会交流は民法第766条にも定められた子の権利であり、同居親の都合により侵害されてはなりません。しかし、厚生労働省の資料によると実施しているのは約30%です。そのため同居親にとっての義務であることを広く知ってもらうため下記の記事の掲載をお願いします。</p> <p>面会交流は、虐待を受けている子供が家庭外の人にSOSを出せる重要な機会にもなります。</p> <p><掲載記事> 面会交流とは、お父さんやお母さんと離れて暮らしている子どもと、そのお父さんやお母さんが定期的に、継続的に交流することをいいます。両親の離婚を乗り越え、子どもが健やかに成長していけるよう、離婚をするときに、子どもの利益を最も優先して面会交流の方法や時期、回数などをあらかじめ取り決めましょう。 面会交流の取決めは、書面に残しておくようにしましょう。また、父母で話し合いができないときは家庭裁判所に調停又は審判を申し立てることができます。子どもの養育に関する合意書について 法務省では、養育費と面会交流の取り決め方や、その実現方法について分かりやすく説明したパンフレットを作成しています。 「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」(法務省) http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html</p>	<p>いただきましたご意見を参考に、面会交流・養育費に関する記事を、平成30年8月8日付けでホームページに掲載いたしました。</p> <p>・ひとり親家庭等への支援について→ひとり親家庭相談→養育費・面会交流 (http://cms.city.kochi.kochi.jp/soshiki/33/hitori3.html)</p>	子育て給付課
6月	都市計画・開発	愛宕中学の近隣に建設中のパチンコ店舗について	<p>中学校に近い建設禁止なのに強行して建ててますよね。 建てたものは仕方ない、営業は許可するとか、そんなふざけた前例を作ると収集つかなくなりますよ。 ただでさえ社会悪のパチンコ、これを黙認すると住民の怒りは沸騰しますよ。何らかの回答をする義務が高知市にはあります。</p>	<p>今回、ご指摘のありました愛宕中学校周辺は、都市計画法に基づく用途地域のうち、「近隣商業地域」に指定されており、用途地域ごとの用途の制限について定めた建築基準法ではパチンコ店の建築は可能とされています。 一方、パチンコ店の営業については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づく営業許可が必要となります。高知県内は、高知県公安委員会が営業許可を担当しておりますが、「高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」においては、学校敷地の周囲25メートル区域内では営業許可ができないこととされています。 本市としましては、ご指摘のパチンコ店の建築については、法令に基づき手続がなされているものと認識しており、パチンコ店の営業許可については高知県公安委員会が対応するものと考えております。 パチンコ店の立地規制に関しては、騒音の防止や周辺風紀の保全という観点と、事業者の営業の自由という観点の両面から検討する必要があり、全国の政令市及び中核市において市独自で立地規制をしている例は少ない状況ですが、今後、全国的な動向を踏まえ、研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。</p>	建築指導課
7月	道路・農道・水路	水路について	<p>昨年も相談させていただきましたが、東側の水路が北側で埋め立てられており流れがほとんどなく蚊等が湧いて困っているので、町内のファミリーマートの東側の水路と同様の改修工事等をお願いできないでしょうか。 東福井南は下水が完了していますが南万々は未だの様で我が家の東側水路に下水を流しているようです。下水工事を推進いただくか、町内のファミリーマートの東側の水路に水量が少ない場合、中央のみに流れが集中するような工事を希望します。 以前は、河川の一斉清掃の時に清掃しておりましたが、町内の住人も高齢化が進み水路に下りての清掃作業が困難になりました。対処をよろしくお願いいたします。</p>	<p>平成30年6月28日に現地調査を行いました。 ご要望の水路を含む当該地区の水路は、毎年浚渫作業を実施しています。平成30年度は8月頃に実施予定です。 住民の高齢化等に伴い、日常的に清掃が難しくなってきたこともあり、水量の少ないときに中央を流れる複断面水路への改良の要望でしたが、当該地区は慢性的な浸水地区であることから、流水断面を減少する構造にすることについては、地元同意が必要です。 なお、地域環境の向上を図るため、要望内容は町内会長等に連絡いたしました。</p>	河川水路課
7月	健康・医療・衛生	害虫の駆除について	<p>今年は害虫が異常に多く、上町の電車通りや街中にも多く発生しているようであるが、駆除は可能か。何とか対応をお願いしたい。</p>	<p>基本的に害虫の発生場所を管理する部署が対応することになります。 例えば、市の管理する水路から発生するユスリカであれば市での対応となります。 また、県の管理であれば、県の管理者にご連絡することも可能です。一方、発生場所が民有地の場合は、その所有者が対応することとなります。 なお、該当すると思われる地区を巡回しましたが状況把握はできず、また追加情報等もありませんでした。</p>	生活食品課
7月	市の施設・公園	高須公園(葛島三丁目)の苦情相談について	<p>当地区は住宅専用区域でもあり、公園の設置条件にも多々規制がある事と思われませんが、次の状況にあります。 ・利用者のマナーでもありますが、周辺道路は駐車禁止にもかかわらず、駐車による地域住民の通行の支障や騒音が発生している。 ・フェンス越えのボールが自家用車に当たり20数万円の修理代が発生する被害があった。 静かで安心安全に老後を迎えることを考え、ここを定住地と定めた訳ですので意を検討していただき、解決対策を一考願ひ住み良い地域としていただく願うばかりです。</p>	<p>平成30年7月に高須公園の愛護会長とお話しさせていただき、より利用者が気付きやすいように注意喚起の看板の内容と設置場所を再検討し、設置させていただいております。 なお、今後につきましても、良い対策がないか検討してまいります。</p>	みどり課
7月	文化・スポーツ	高知市総合体育館の空調設備の設置について	<p>高知市総合体育館の空調設備を整えた方が良いと思います。本日、卓球の大会がありましたが、室内温度が高く観覧することもままならない状態でした。 被害者が出る前に対応を検討した方が良いと思います。高知市民ではありませんが、気付いたので、投稿しました。</p>	<p>高知市総合体育館では、熱中症指標の計測を実施し、熱中症予防運動指針のWBGT値により、利用者への注意喚起を行っておりますが、特に本年はWBGT値が「嚴重警戒」の値になることが多く増えてきております。 空調設備の整備に当たっては、空調機や熱源機の設置スペース、また財源の確保等の課題について検討していかねばならないと考えています。</p>	スポーツ振興課
7月	市の施設・公園	中央老人福祉センターの駐車場について	<p>大膳町にある中央老人福祉センターの駐車場の件ですが、高知銀行の駐車場に停めています。もし、了解を得てのことだとしても利用客が停められないのはいかがなものでしょう。ATMの稼働時間内は控えるべきではないでしょうか。改善を求めます。</p>	<p>本市では、中央老人福祉センターのある小高坂会館を利用される方々の駐車場所については、高知銀行のみならず、小高坂会館の敷地外の駐車場を利用することは認めておりません。 したがって、小高坂会館を管理運営を委託しております「小高坂会館運営委員会」に対し、利用者が高知銀行を含め、当該施設以外の駐車場を利用しないよう周知徹底することを依頼し、同会館に周知の文書を平成30年7月27日付けで貼り付けいたしました。 今後とも近隣住民の皆様にも、ご迷惑をお掛けすることのないよう運営に努めてまいります。</p>	高齢者支援課

8月	健康・医療・衛生	がん検診の申込みについて	<p>昨年から今年にかけて、平成29年度の乳がん検診を申し込んだ時に気付いたことをお伝えします。</p> <p>40代の私は乳がん検診のクーポンが高知市から送られてくるタイミングで、今年は受診する年と認識して受診票や検診予約などの手続きをしていました。</p> <p>70代の母親の分も同じ要領で申し込むつもりでしたが、クーポンやお知らせが届かなかったので、問い合わせたところ、65歳以上の被保険者は自主的に受診票を申し込まないといけないことを知りました。また、特定検診の受診期間が3月末までであるのに対し、乳がん検診は2月末で締切りということも知りました。</p> <p>40代の私は問題なく2年に一度の乳がん検診を受けられていますが、70代の母の検診予約をスムーズにしてあげられませんでした。がん検診のCMなどもよく見ていたのに、クーポン付きのお知らせが届くものだとばかり思い込み、うっかりしていました。</p> <p>こちらの不注意で申込時期を逃してしまったのですが、70代のうちの母のようにうっかり申込みを忘れてしまう高齢者が他にもたくさんいるのではないかと思います。</p> <p>これからも元気な高齢者が増えると思いますので、うちの母のように検診を受けそびれる高齢者が出ないようにお願いお知らせします。</p>	<p>乳がん検診は、年度末年齢40歳以上の女性の方が2年に1度受診できる検診で、一部対象年齢の方には、4月から翌年2月までご利用いただける個別検診受診券を3月に郵送しております。</p> <p>送付対象につきましては、予算や活用している県の補助事業の対象年齢等により、毎年度見直しを行っており、平成30年度は、年度末の年齢が42歳から63歳までの方に送付いたしました。</p> <p>なお、個別検診受診券及び受診券と一緒に送付するご案内のチラシにも、一部の対象年齢の方にのみ送付していること、その年齢以外の方でも検診対象者の方には健康増進課にご連絡いただければ受診券を発行すること、受診券の有効期限が翌年2月末であることを記載しておりますが、今後は、事前に多くの方にお伝えするため、広報誌「あかるいまち」3月号に、その年の個別検診受診券送付の対象年齢や、それ以外の方でも乳がん検診対象者の方にはお電話でお申込みいただければ受診券を発行すること、有効期限等を掲載いたします。</p>	健康増進課
8月	市の施設・公園	図書館の利用について	<p>オーテピアをはじめ学習室を設けている図書館が増えている中、分館の下知図書館には学習室がありません。図書館の上階には幾つかの会議室もあり、なぜ開放していただけないのか疑問に思います。</p> <p>江ノ口市民図書館も同様かと思えます。ぜひ高知市児童・学生のためにも検討していただけないでしょうか。</p>	<p>ふれあいセンター等に設置している市民図書館分館・分室には、館内での資料閲覧や調べ物に供するためのテーブルを設置していますが、持込みでの学習はご遠慮いただいております。</p> <p>また、スペースに限りがあるため、学習室の設置や学習スペースの確保は、困難と考えます。</p> <p>なお、ふれあいセンター等の会議室は、事前予約制で地域活動や生涯学習活動にご利用いただいているため、学習室として開放することは困難ですが、ふれあいサロンにつきましては、ふれあいセンター等の職員が常駐している火曜日から土曜日までの午前9時から午後5時まで、どなたでもご利用いただけます(ただし、三里ふれあいセンター及び弥右衛門ふれあいセンターは除きます。)</p>	図書館・科学館課
8月	子ども・教育	小学校のプール事故について	<p>学識経験者で検討委員会を作って検討していると思いますが、プール監視の経験者はその中に入っているでしょうか。</p> <p>私の経験から言えば、〇〇小学校では6～8名位で監視しましたが、その中で水着を着ているのは私1人で、他の監視人は服を着て監視しておりました。保護者は四隅にいましたがパラソルの下で自分の子を見ており、他人の子はほとんど見ていませんでした。</p> <p>雇われている監視人は4人いましたが、1人は休んでおり、ほぼ3名体制でした。事故はありませんでしたが、毎回130名近く泳ぎに来ますが、溺れかけている子を助けるのは私だけで、毎年2名位助けて注意していました。</p> <p>本年度から監視を辞めましたが(本年度は〇〇小学校は休止しています。)、監視人について抜本的に改革をしなければ、同じことが起こると思います。</p> <p>暑い中1,000円もない監視代で事故責任まで負わされたら誰も監視しなくなると思われます。対処願います。</p>	<p>現時点で検討委員会は開かれておりません。本市では、事故再発防止に向けた検討を進めるに当たり、8月中旬に高知市教育委員会と高知市PTA連合会との間で夏季休業中のプール開放のあり方について協議しました。</p> <p>そこでは、プール開放の意義や必要性について各学校の保護者に意見を聞く必要があるという意見が出ました。また、プール開放を実施するに当たり、各学校のPTAがプール開放に係るマニュアルを作成すること、監視員の研修や専門的技能を有する監視員の配置といったプール監視への条件などの協議を行いました。</p> <p>これを受け、本市では、プール監視体制に係る要件整備や監視員雇用の予算化も含めた検討を進めてまいりたいと考えます。併せまして、今後も継続してPTAとの協議を行い、事故再発防止に向けた取組を進めてまいります。</p>	学校教育課
8月	子ども・教育	移住と保育園についての要望	<p>来年の3月に高知市へ移住し、4月から新しく仕事を始めるつもりです(現在就活中です)。</p> <p>子供を4月から保育園に入園させたいので、今年の12月に申込みをする予定です。</p> <p>我が家の条件ですと、夫婦とも仕事決まっていますが、就労状況が就労内定ということになり、入所承諾基準に基づく指数が低くなってしまいます。</p> <p>高知市でも待機児童問題があるようですので、無事に保育園が決まって新しい仕事が始められるか、とても不安を感じています。</p> <p>保育園を新設して待機児童を無くしたり、移住者に対する調整指数を設けるなど、移住者が安心して新生活をスタートできるようになってほしいです。</p> <p>保育園の申込みが始まるまであと数か月しかありませんが、どうぞご検討ください。よろしくお願い致します。</p>	<p>本市の待機児童の状況につきましては、平成30年4月1日現在で43人ですが、保育所の定員9,259人に対し入所児童数8,774人と、485人分の定員に余裕があります。このことは、保育ニーズの地域的偏在による需給のミスマッチが発生していること、1歳児を中心に低年齢児に偏っていることなどが要因であると考えております。</p> <p>本市の待機児童対策としましては、認可施設の定員を拡大し、受入枠の増加を図るとともに、保育士の処遇改善の実施による保育士人材の確保をするなどのこれまでの取組に加え、本年度は、低年齢児の保育ニーズと保育ニーズの地域的偏在に対し、待機児童が多い地区において小規模保育事業の公募を実施し、待機児童の解消を進めているところでございます。</p> <p>ご要望をいただきました移住者に対する調整指数につきましては、本市の入所承諾基準にはありませんが、利用調整におきましては、各園の定員の空き情報の情報提供などにより円滑な入所事務の執行に努めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。</p>	保育幼稚園課
9月	消防・救急	消防団規則の改正について	<p>高知市消防団規則第7条の文言について、根拠法令となる消防組織法第18条第3項に従い、「許可」を「命令」に改正していただきたい。</p>	<p>今後の高知市消防団規則改正時の参考とさせていただきます。</p>	消防局総務課